

議案第 15 号
議決第 号

始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例の件

始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正したい。
よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に
基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例

（始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条
令第121号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第4号中「又は農学」を「若しくは農学」に、「又は化学工学」
を「若しくは化学工学」に改め、同項第5号中「又はこれら」を「若しく
はこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第6号中「短期大学」
の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又はこれ
ら」を「若しくはこれら」に、「又は化学工学」を「若しくは化学工学」
に改め、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了
した場合を含む。）」を加え、同項第7号中「短期大学」の次に「（同法に
基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又はこれら」を「若しく
はこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、「卒業した」の次に「（同法
に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第
8号及び第9号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改め、同項第11
号中「もの」を「者」に改める。

（始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市
条例第126号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第4号中「又は農学」を「若しくは農学」に、「又は化学工学」
を「若しくは化学工学」に改め、同項第5号中「又はこれら」を「若しく
はこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第6号中「短期大学」
の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又はこれ

ら」を「若しくはこれら」に、「又は化学工学」を「若しくは化学工学」に改め、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第8号及び第9号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改め、同項第11号中「もの」を「者」に改める。

（始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部改正）
第3条 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第4号中「又は農学」を「若しくは農学」に、「又は化学工学」を「若しくは化学工学」に改め、同項第5号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「又は化学工学」を「若しくは化学工学」に改め、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第8号及び第9号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改め、同項第11号中「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。